

京都市交通局管理規程第23号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

第94条第1号ア(イ)中「高速鉄道部施設課長」を「高速鉄道部技術監理課長」に、「施設課長」を「技術監理課長」に改め、同条同号イ(イ),(ウ)及び(オ)中「施設課長」を「技術監理課長」に改め、同条第2号ア(ウ)中「施設課長」を「技術監理課長」に改める。

別表第1(第6条関係)中

「

企画総務部企画課長	企画総務部企画課調査係長
-----------	--------------

」

を

「

企画総務部企画課長	企画総務部企画課管理係長
	企画総務部企画課調査係長

」

に、

「

自動車部技術課	自動車部技術課車両係長
---------	-------------

」

を

「

自動車部技術課長	自動車部技術課車両係長
自動車部業務事務所長	自動車部業務事務所担当係長

」

に、

「

高速鉄道部施設課長	高速鉄道部施設課施設係長
-----------	--------------

」

を

「

高速鉄道部技術監理課長	高速鉄道部技術監理課監理係長
-------------	----------------

」

に改める。

別表第2（第7条の2関係）中

「

企画総務部企画課長	企画総務部企画課調査係長
-----------	--------------

」

を

「

企画総務部企画課長	企画総務部企画課管理係長
-----------	--------------

」

に、

「

自動車部技術課	自動車部技術課車両係長
---------	-------------

」

を

「

自動車部技術課長	自動車部技術課車両係長
自動車部自動車整備工場長	自動車部自動車整備工場技術係長
自動車部業務事務所長	自動車部業務事務所担当係長

」

に、

「

高速鉄道部施設課長	高速鉄道部施設課施設係長
-----------	--------------

」

を

「

高速鉄道部技術監理課長	高速鉄道部技術監理課監理係長
-------------	----------------

」

に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)